

生駒市条例第17号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

別表を次のように改める。

23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	

49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		

75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					

	101		295,900	343,900					
	102		296,200	344,300					
	103		296,600	344,700					
	104		296,900	345,100					
	105		297,100	345,600					
	106		297,400	346,000					
	107		297,800	346,400					
	108		298,100	346,800					
	109		298,300	347,300					
	110		298,700	347,700					
	111		299,100	348,000					
	112		299,400	348,300					
	113		299,500	348,800					
	114		299,800						
	115		300,100						
	116		300,500						
	117		300,700						
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

22 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の給料の月額（地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第3条並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第9項並びに生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第36号）附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 1級及び2級 100分の0.2

(2) 3級及び4級 100分の0.4

(3) 5級 100分の0.5

(4) 6級及び7級 100分の0.9

(5) 8級 100分の1

（生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成1

9年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と」を加える。

第4条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第15条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、特定任期付職員の給料の月額(地域手当、期末手当、特殊勤務手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当の額の算出の基礎となるものを除く。)は、第7条第1項及び

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第36号）附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 1号給及び2号給 100分の0.9

(2) 3号給から7号給まで 100分の1

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第36号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成2

6年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。